国立大学法人 福島大学 Fukushima University

プレス発表資料５

令和８年１１月１１日

福島大学課外活動支援基金設立のお知らせ

このたび福島大学では、学生が自主性を養い、友情を培い、将来社会人として責任ある行動を取り、豊かな人間性を育むための相互研鑽の場の一つである課外活動を支援する目的として「福島大学課外活動支援基金」を設立いたしました。

本基金は、教育研究環境の整備や大学運営全般を支える「大学全体へのご寄附」とは別枠で、学生の課外活動（サークル・部活動・学生プロジェクト等）に特化した支援制度です。寄附者の皆さまが、応援したい学生団体を指定して支援できる仕組みとなっています。いただいたご寄附は、指定先の学生団体の活動に直接活用されます。（なお寄付額の 10%に相当する額は、課外活動全般に係る支援となります）

皆さまからのご支援を通じて、本学では学生のさらなる活気あふれる大学づくりに取り組んでまいります。

【基金の主な用途（イメージ）】
例として次のような用途を想定しています。

①活動の充実につながる物品・教材等の整備

競技・演奏・制作・研究発表等に必要な用具や消耗品、記録・広報に用いる機材など、活動の幅を広げるための備品購入に活用します。

②遠征・大会参加・合宿等への支援

大会・発表会・交流事業への参加に伴う交通費・宿泊費等の負担を軽減し、学生がより多くの経験を積み、成果を発揮できる機会づくりにつなげます。

③活動環境の改善

練習・活動に必要な施設や設備の整備・更新、利用環境の改善等を通じて、学生が安全に、安心して活動に取り組める環境づくりを進めます。

学生たちの挑戦と成長を応援する本基金へのご支援・ご寄付、ならびにお問い合わせを、心よりお待ちしております。

（お問い合わせ先）
総務課　広報・渉外室　校友会・基金支援係
電　話：024-503-4991
メール：kikin@adb.fukushima-u.ac.jp

課外活動支援基金

福島大学混声合唱団

ご寄附・ご支援をよろしくお願いいたします！

私たちの活動内容



定期演奏会

毎年12月に定期演奏会を開催しています。2026年は12月28日(月)にふくしん夢の音楽堂にて開催します。私たちの1年の集大成をご覧いただけますと幸いです！



大会への出場

毎年全日本合唱コンクールに参加しており、今年も11月28日(土)札幌コンサートホールKitaraにて開催される全国大会に出場します！応援よろしくお願いします！



依頼演奏の出演

地域のイベント等に出演させていただき、ポップスから合唱曲まで幅広く演奏しております♪もし演奏の機会をいただけるようでしたら喜んで歌わせていただきますので、お気軽にご連絡ください！

当団は学生が運営している合唱団であり、団員は学業やアルバイト等の様々な活動と並行しながら毎日の練習に励んでいます。

その中で、現在定期演奏会開催のための運営費やコンクール出場に関する遠征費等は団員の自己負担でまかなっている状況です。

皆様からいただいたご支援は、より良い演奏をさせていただくための練習会場費や、演奏会運営費等に充てさせていただきたいと考えております。

応援してくださっている方々がいるということを胸に、合唱という形で皆様に感謝と心温まる演奏をお届けします。

福島大学混声合唱団の応援をよろしくお願いいたします！！



♪お問い合わせ先
福島大学　総務課　基金事務局
〒960-1296　福島県福島市金谷川１番地
☎024-503-4991
✉kikin@adb.fukushima-u.ac.jp

♪合唱団の活動の様子♪

ご寄附への感謝

返礼品について

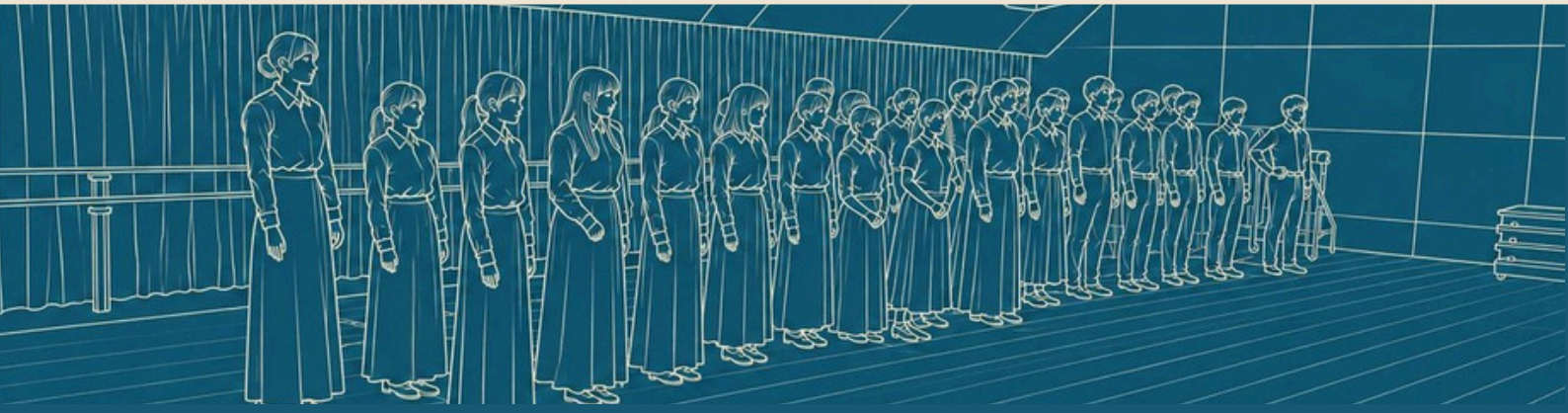
2026年11月30日(月)までにご寄附いただいた方には
12月28日(月)にふくしん夢の音楽堂にて開催予定の
定期演奏会チケットをお送りいたします!

※2026年12月1日（火）以降にご寄附いただいた方には2027年12月開催予定の定期演奏会チケットをお送りいたします。

ご寄附・ご支援をよろしくお願いいたします!

全国大会出場決定

第79回全日本合唱コンクール全国大会11月28日(土)
札幌コンサートホールKitara



税法上の優遇

本学が発行する「寄附金領収書」を添えて、確定申告によりお手続きください。
【個人からのご寄附】（所得税法第78条第2項第2号）

■ 所得税

年間の寄附金額（総所得金額等の40%相当額が上限）のうち、2,000円を超える部分について、所得税の寄附金控除を受けることができます。

■ 住民税

本学への寄附は、お住まいの都道府県・市区町村の条例により、個人住民税（県民税・市町村民税）の寄附金税額控除の対象となる場合があります。

【法人からのご寄附】（法人税法第37条第3項第2号）
本学への寄附金は、寄附金の全額を損金に算入することができます。

お問い合わせ先 福島大学　総務課　基金事務局
☎024-503-4991
✉kikin@adb.fukushima-u.ac.jp